

兵庫県離職者生活安定資金融資制度保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県離職者生活安定資金融資を受ける者が一般社団法人日本労働者信用基金協会に支払う保証料に対し補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、兵庫県産業労働部補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象となる融資及び保証料)

第2条 補助金の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、兵庫県離職者生活安定資金融資（一般生活資金）とし、対象融資に必要な一般社団法人日本労働者信用基金協会に支払う保証料を対象とする。

(資格)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、令和2年4月24日から令和3年3月31日の間に対象融資を受け、融資申込日及び補助金交付申請日において県内に居住する者で、約定どおりに返済し、かつ、保証料を支払っている者又は支払った者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象融資の約定償還期間中の毎年1月1日から12月31日までの間（令和2年度は4月24日から12月31日までの間）に支払った対象融資に係る保証料とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、兵庫県離職者生活安定資金融資制度保証料補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 近畿労働金庫が発行する融資内容の分かる書類の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(申請の時期)

第6条 補助金の申請は、毎年1月末までに前年分を申請しなければならない。

(補助金の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、兵庫県離職者生活安定資金融資制度保証料補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、近畿労働金庫から別途報告される前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に係る保証料額等の情報に基づき、交付決定者に対し口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すとともに、既に補助金を交付したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 延滞等、約定どおりの返済が不能となったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

兵庫県離職者生活安定資金融資制度保証料補助金交付申請書

兵庫県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

㊞

兵庫県離職者生活安定資金融資制度保証料補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 融資内容に関する情報

融資内容	兵庫県離職者生活安定資金（一般生活資金）
融資金額	円
融資実行日	年 月 日
償還期間	年 月（ 箇月据置）
最終償還日	年 月 日

2 補助金交付に必要な情報

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通・当座 No.
フリガナ	
口座名義	

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

兵庫県離職者生活安定資金融資制度保証料補助金交付・不交付決定通知書

住 所
氏 名 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

年 月 日付けで申請のありました保証料補助金の交付について、
次のとおり決定しましたので、兵庫県離職者生活安定資金融資制度保証料補助金交付要綱
第7条の規定により通知します。

1 交付

交付する期間	年 月～ 年 月
--------	----------

2 不交付

理 由	
-----	--